

関係団体の長 殿

広島労働局長
(公印省略)

令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間中の対策の徹底について(要請)

平素より労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年4月28日に成立した気候変動適応改正法に基づく熱中症対策実行計画が令和5年5月30日に閣議決定され、中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数が、現状(※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年(概数)における5年移動平均は全国で1,295名)から半減することを目指しております。

広島労働局では、『令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱』に基づき熱中症リスクがある全ての事業場を対象として、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開中ですが、7月をその「重点取組期間」としております。

本年の気象庁夏の天候の見通しからは、6～8月の西日本は平年並みか高いとされており、また、毎年7月から熱中症の増加傾向が顕著になることをご賢察の上、「重点取組期間」中の取組を徹底くださいますようお願いいたします。

なお、重点取組期間中の取組は下記1のとおりです。

「重点取組期間」の詳細につきましては、下記2の広島労働局ウェブサイトに掲載されていますので、貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨をご理解の上、傘下団体、事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場の熱中症予防対策が適切に行われますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 重点取組期間中の取組

- ①「キャンペーン準備期間に検討した設備対策について、暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じて追加対策を行うこと」
- ②「労働者の食事や睡眠等の健康情報や暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やすこと」
- ③「熱中症リスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行うこと」
- ④「労働者に異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請すること」

2 広島労働局ウェブサイト

広島労働局ウェブサイト
「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
～7月は重点取組期間です!～

HP



資料



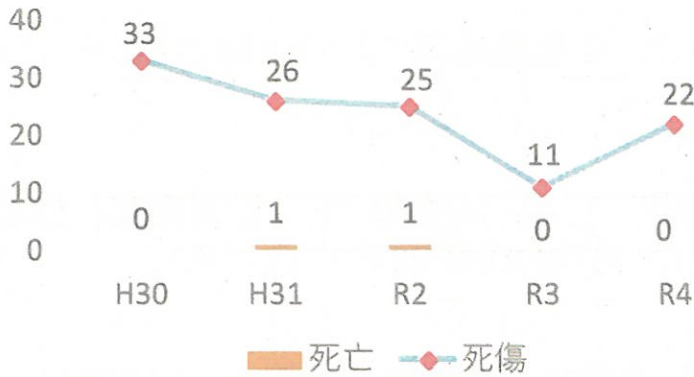
STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

～7月は重点取組期間です！～

広島県内の職場で発生している熱中症は以下のような傾向があります。

資料出典 労働者死傷病報告（平成30年～令和4年）

年別死傷者・死亡者数



1 発生状況の推移

ほぼ毎年20件以上の熱中症による労働災害が発生し、死亡災害も5年間に2件発生しています。

体調不良を抱えたまま作業を行う等、裏面の対策を講じていれば防げた災害も多く含まれます。

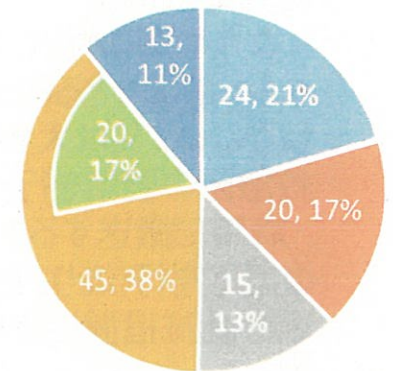
2 業種別の特徴（平成30年～令和4年）

高温多湿の環境下で熱中症は発生します。屋外での発生が多いものの、工場内等屋内でも発生しています。

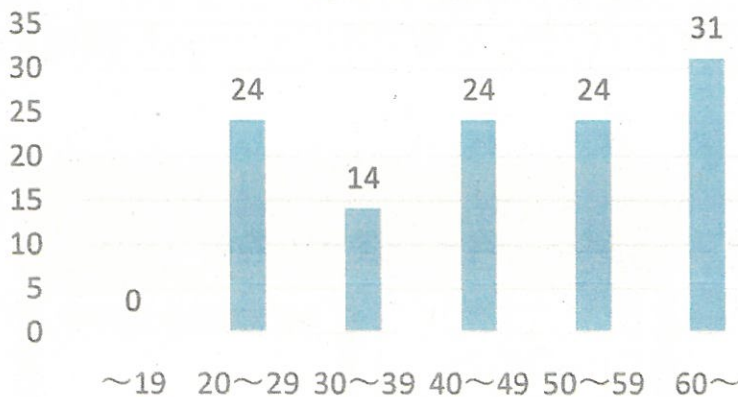
このようなことから、どの業種でも発生リスクがあります。

- 製造業
- 建設業
- 運輸交通業
- 第三次産業
- 警備業
- その他

業種別発生件数



年齢別発生件数



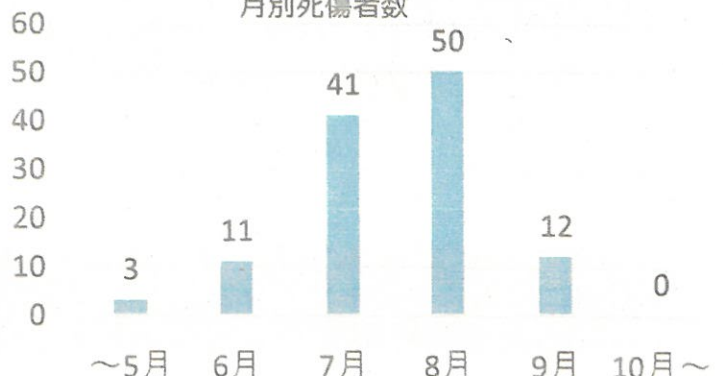
3 発症年齢の特徴（平成30年～令和4年）

人には体温を含め身体の状態を一定に保つ働きが備わっていますが、高齢になるとその機能が低下します。**高年齢層の被災者が最も多い**はそのことが反映されているものと思われます。高年齢労働者の熱中症防止には特に留意しましょう。

4 発症月の特徴（平成30年～令和4年）

全体の熱中症の約8割が7、8月に発生しています。特に7月は例年梅雨明けを迎え急激に気温が上がるため、暑熱順化していない人をはじめとして熱中症にかかるリスクが高まります。

月別死傷者数



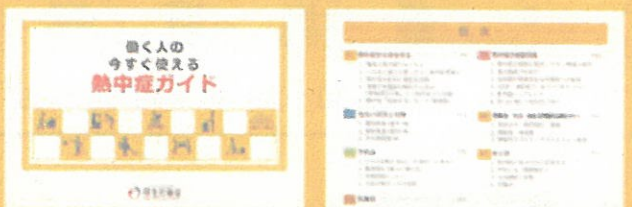
重点取組期間チェック項目

- 作業環境管理**
暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行ってください。
- 作業管理**
 - 急激な暑さ指数（WBGT）の上昇があった場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底してください。
 - 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認を徹底してください。
- 健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やしてください。
- 労働衛生教育**
期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行ってください。
- 異常時の措置**
 - 本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請してください。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行ってください。
 - 病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努めてください。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察してください。
 - 体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておいてください。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請してください。


学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



CLICK

 梅雨が明けると本格的な暑さが到来します。今から暑さに備えましょう。



ポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>